

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考欄																																
<p>第1条 知事は、医療的ケア児等の地域生活を支援するため、別に定める佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、指定短期入所事業所又は<u>指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所</u>又は指定訪問看護ステーションを運営する法人（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条～第14条 （省略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">補助事業区分</th> <th style="width: 10%;">補助対象者</th> <th style="width: 20%;">対象経費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 45%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">① 受入体制 整備事業</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">指定短期入所事業所を運営する法人</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（<u>延べ勤務時間数による。</u>）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 (超過時間数) = (実配置時間数) - (基準</td> <td style="vertical-align: top;">(月ごとに) <u>1,543</u>円× 平均超過時間数 (短期入所利用のある月に限り計算)</td> <td style="vertical-align: top;">【開設から5年目迄】 10/10以内</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">○平均超過時間数は別紙2-</td> <td style="vertical-align: top;">【開設から6年目以降10年目迄】 1/2以内</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2により算出し、160時間以</td> <td style="vertical-align: top;">【開設から11年目以降】 1/4以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率	① 受入体制 整備事業	指定短期入所事業所を運営する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（ <u>延べ勤務時間数による。</u> ）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 (超過時間数) = (実配置時間数) - (基準	(月ごとに) <u>1,543</u> 円× 平均超過時間数 (短期入所利用のある月に限り計算)	【開設から5年目迄】 10/10以内	○平均超過時間数は別紙2-	【開設から6年目以降10年目迄】 1/2以内	2により算出し、160時間以	【開設から11年目以降】 1/4以内			<p>第1条 知事は、医療的ケア児等の地域生活を支援するため、別に定める佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、指定短期入所事業所又は指定訪問看護ステーションを運営する法人（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条～第14条 （省略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">補助事業区分</th> <th style="width: 10%;">補助対象者</th> <th style="width: 20%;">対象経費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 45%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">① 受入体制 整備事業</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">指定短期入所事業所を運営する法人</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（常勤換算による。）（以下、「超過人員数」という。）に係る経費 (超過人員数) = (実配置数) - (基準人員数)</td> <td style="vertical-align: top;">(月ごとに) 247,000円× 平均超過人員数</td> <td style="vertical-align: top;">【開設から5年目迄】 10/10以内</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">○平均超過人員数は別紙2-2により算出し、1</td> <td style="vertical-align: top;">【開設から6年目以降10年目迄】 1/2以内</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">以上の場合</td> <td style="vertical-align: top;">【開設から11年目以降】</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">は1とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率	① 受入体制 整備事業	指定短期入所事業所を運営する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（常勤換算による。）（以下、「超過人員数」という。）に係る経費 (超過人員数) = (実配置数) - (基準人員数)	(月ごとに) 247,000円× 平均超過人員数	【開設から5年目迄】 10/10以内	○平均超過人員数は別紙2-2により算出し、1	【開設から6年目以降10年目迄】 1/2以内	以上の場合	【開設から11年目以降】	は1とする。		
補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率																														
① 受入体制 整備事業	指定短期入所事業所を運営する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（ <u>延べ勤務時間数による。</u> ）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 (超過時間数) = (実配置時間数) - (基準	(月ごとに) <u>1,543</u> 円× 平均超過時間数 (短期入所利用のある月に限り計算)	【開設から5年目迄】 10/10以内																														
			○平均超過時間数は別紙2-	【開設から6年目以降10年目迄】 1/2以内																														
			2により算出し、160時間以	【開設から11年目以降】 1/4以内																														
補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率																														
① 受入体制 整備事業	指定短期入所事業所を運営する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（常勤換算による。）（以下、「超過人員数」という。）に係る経費 (超過人員数) = (実配置数) - (基準人員数)	(月ごとに) 247,000円× 平均超過人員数	【開設から5年目迄】 10/10以内																														
			○平均超過人員数は別紙2-2により算出し、1	【開設から6年目以降10年目迄】 1/2以内																														
			以上の場合	【開設から11年目以降】																														
			は1とする。																															

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新				旧				備考欄		
		<p>時間数)</p> <p>いずれも報酬請求時の数値を使用し、基準時間数には各加算に必要な職員配置に係る数を含む。</p>	<p>上の場合は</p> <p><u>160 時間</u>とする。</p>			<p>いずれも報酬請求時の数値を使用し、基準人員数には各加算に必要な数を含む。</p>	<p>1/4 以内</p>			
②	<p><u>通院等</u> 支援事業</p>	<p>次のいずれかの支援を行った場合に要した人件費（他の補助金により補助対象となる経費を除く。）</p> <p>ア <u>通院中等の支援</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>医療的ケア児等が通院または入院する際に、移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。</u></p> <p>イ <u>指定短期入所事業所への送迎中の支援</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>指定短期入所事業所のサービス提供を目的とした移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。</u></p>	<p>ア</p> <p>【<u>移動中の時間</u>】</p> <p>6,000 円×時間</p> <p>【<u>受診中の時間</u>】</p> <p>3,000 円×時間</p> <p>イ</p> <p>2,000 円×時間</p> <p>○各回 0.5 時間単位（30 分未満は切捨て）</p> <p>○1日あたりの上限時間は以下の通り</p> <p>ア 計6時間</p> <p>イ 計3時間</p>	10/10 以内	②	<p>送迎支援事業</p>	<p>指定訪問看護ステーション又は指定短期入所事業所を運営する法人（イは福祉有償運送を実施する法人として登録を受けている法人に限る）</p> <p>医療的ケア児等が指定短期入所を利用又は医療機関へ通院若しくは入院するに当たり、次のいずれかの支援を行った場合に要した経費（他の補助金により補助対象となる経費を除く。）</p> <p>ア 保護者等が行う送迎に看護師等が付添い、移動中の医療的ケア等を行う</p> <p>イ 指定訪問看護ステーションが行う送迎に運転手以外の看護師等が付添い、移動中の医療的ケア等を行う</p> <p>ウ 指定短期入所事業所がサービス提供を目的として医療的ケアを伴って送迎を行う</p>	<p>（指定訪問看護ステーション）</p> <p>6,000 円×付添時間</p> <p>（指定短期入所事業所）</p> <p>2,000 円×付添時間</p> <p>○時間数は、各回 0.5 時間単位で計算し、15 分未満は切り捨て、15 分以上は切り上げて算出する。</p>	10/10 以内	

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新					旧					備考欄	
③	指定短期入所事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所を運営する法人	受入れ拡大のため、医療的ケア児等に必要的人工呼吸器等の設備等購入に係る経費 (他の補助金により補助対象となる経費を除く。)	【開設から3年目迄】 ア 2,500,000円 イ 1,000,000円	【開設から3年目迄】 3/4以内	③	指定短期入所事業所を運営する法人	受入れ拡大のため、医療的ケア児等に必要的人工呼吸器等の設備等購入に係る経費 (他の補助金により補助対象となる経費、また消費税及び地方消費税を除く。)	【開設から3年目迄】 2,500,000円	【開設から3年目迄】 3/4以内	○1回あたり6時間を上限とする(往復の場合、片道を1回とする)。 ※各年度、4月1日から3月31日までに発生した対象経費を補助対象とする。	
		ア 指定短期入所事業所 イ 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所	【開設から4年目以降】 ア 500,000円 イ 200,000円	【開設から4年目以降】 1/4以内			【開設から4年目以降】 500,000円	【開設から4年目以降】 1/4以内			